

タクシーの営業区域外旅客運送について

1 提案理由

F 1 日本グランプリの開催期間中に一時的に増加する、観戦客によるタクシー需要を賄うため、この議案を提出する。

2 協議内容

他交通圏タクシー事業者による営業区域外旅客運送となる運行の可否について。

3 営業区域外旅客運送の対象となる地域

鈴鹿市（北勢交通圏）

4 営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者

株式会社三交タクシー、共和タクシー有限会社、つタクシー有限会社、三重第一交通有限会社、久居交通株式会社、三重近鉄タクシー株式会社、有限会社中川タクシー、柘植タクシー合資会社、株式会社一志運輸、相互タクシー株式会社、河芸タクシー有限会社、安全タクシー三重株式会社、株式会社キタモリ（順不同）

から 計 10 台程度の応援を見込む

5 営業区域外旅客運送を行う期間

令和 7 年 4 月 4 日から令和 7 年 4 月 6 日まで